

植物防疫法施行規則等の一部改正（カナダ産とうがらし生果実の輸入解禁）について

（平成28年9月 9日）

平成28年9月8日付けをもって、植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号）別表二の十二の項に「第六十二」を追加する改正及び同表の付表に「六十二 カナダから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるところがらしの生果実であって農林水産大臣が定める基準に適合しているもの」を追加する改正並びに本改正に基づき新たに農林水産大臣が定める基準を追加する旨が官報公示されましたので、お知らせします。

官報掲載URL

（施行規則の改正）

<https://kanpou.npb.go.jp/20160908/20160908h06855/20160908h068550001f.html>

（農林水産大臣が定める基準の追加）

<https://kanpou.npb.go.jp/20160908/20160908h06855/20160908h068550004f.html>